

平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原告 上原 正稔

被告 株式会社琉球新報社

被告第4準備書面

平成24年4月17日

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

| | |
|------------|-------|
| 被告訴訟代理人弁護士 | 池宮城 紀 |
| 同 | 赤嶺 真 |
| 同 | 島田 考 |

原告の準備書面4および同5に対して反論する。

第1 原告準備書面4第1の1「ドキュメンタリーと資料の再掲」に対して

- 1 ここで原告が主張したいことは、「紹介する事実や引用する資料の再掲は避けられない」(同項6行目から7行目)といったことから、「資料や事実の再掲は原告の長期連載を依頼する時点で当然のこととして想定されていた」(同項最後の2行)ということであろう。
- 2 しかし、この点についてはこれまで再三述べたとおり、明らかに誤っている。

本件契約では、初出の資料を用いて新連載を掲載するということが契約内容であったのである。

このことは被告会社担当者が記した乙2の協議内容に明らかである。そのことは、原告自身が書いた第1回の原稿(乙2の「連載内容参考」としてあげられ、それがほぼそのまま乙3の1の連載第1回の内容となっている)にも表れていることは被告第2準備書面3頁で詳

述したとおりである。

重要な点なので、本書面では実際に新聞に掲載された乙3の1の行数等に沿って、あらためて指摘しておく。

- ・第3段落（上段、「生き残ったウチナーンチュ」から始まる段落）

最後の2行「誰も知らない戦争の物語がまた始まる」

- ・第5段落

1行目から2行目「ぼくの仕事は事実を発掘し、読者に真実を伝えることだ」

最後の2行「きっと読者を瞠目させるものになるだろう」

- ・第7段落（上段から下段にかけての段落）

3行目から4行目「伊江島の戦いは知られているようで知られていない」

- ・第8段落（下段、右から6行目）

最後の3行「事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を衝くものになるだろう」

- ・第10段落（下段、真ん中から少し右の段落）

最後の2行「その生活や移動など詳細な歴史事実が初めて明らかにされる」

- ・第11段落（下段、真ん中あたりの段落）

最後から4行目以下「「引き揚げ」の全容の解明に着手するものである」

- ・第12段落（下段、真ん中から少し左の段落）

最後から3行目以下「この膨大な資料を前に、沖縄戦の研究はまだ始まったばかりだ、というのがぼくの実感だ」

上記のとおりであり、原告自身、本件連載はいまだ知られていない資料や証言をもとに、歴史事実を初めて明らかにするものであるという内容となるものであると明言しているのである。

- 3 しかし、第2話慶良間編第1回から第3回分の原告の原稿の内容は、

過去に連載した「沖縄戦ショウダウン」の内容とほぼ同一のものであった。そのため掲載しなかったということについては答弁書6頁以下で述べたとおりである（答弁書7頁では、乙4の原稿について、第2話の第1回分としていたが、正しくは第1回から第3回分までであるので、この点訂正する）。

なお、答弁書において、「『沖縄戦ショウダウン』の内容と重なる部分を削除した部分だけの掲載は紙幅の関係上困難であった。」と述べた。この点について説明すると、原告はこの第2話の原稿（約4020字）を連載3回分として出してきているが、重複部分を削除すると約920字（約70行）にしかならず、1回分（140行、約1800字）の半分にも満たなくなるし、また、量的に足りないだけでなく内容も不十分なものとなり、連載としての体をなさず、したがって紙面構成が出来ないということである。

- 4 かかる理由から掲載を見送ることを原告に伝え、原告も理解し、そのうえで、約4か月間の中断期間を経て、平成19年10月16日から再び連載が開始された。

かかる経緯があったにもかかわらず、最終回となるはずの181回目の原稿（乙6）の内容は、「沖縄戦ショウダウンー「集団自決」を目撃した米兵士の記録」とほぼ同じ趣旨の記載や、沖縄タイムスの文化欄に記載された内容を紹介し原告の所感を付け加えただけのもの、産経新聞の報道を紹介しただけのものなど、初出の資料を用いるという当初の合意内容に沿うものではなかった。

そこで、被告会社は原告に対し書き直しを依頼したが、原告は、被告会社の要望を聞き入れなかった。それで被告会社としては、止む無く、「パンドラの箱を開ける時」の連載は180回で終了することにした。

この点について詳しくは答弁書8頁以下、第1準備書面6頁で述べたとおりである。

第2 準備書面4第1の2以下および準備書面5に対して

1 原告は、準備書面2の1「原告の著述スタイル」(8頁)で、過去に書いたものをベースに、新資料等を加え、視点を変えるなどして深めていくという原告の著述スタイルを被告会社も承知していたことを論証するとしていた。それで準備書面第4の2以下と準備書面5で、連載再開後にも自著からの引用・再掲が多数あったことを主張しているのだろう。

2 しかし、かかる主張も全くの誤りである。

(1) 連載再開後において、被告会社において、原告の原稿を原告の過去の著作と照合して引用・再掲があるかということをしていちいち確認することはしていないし、それは現実的に無理がある。

再開にあたっては、第2話慶良間編のような再掲をするようなことはしないという前提で再開した。

基本的に過去の著作を再掲して原稿料をとるということは作家として当然すべきではない。被告としては原告がまたもや再掲することなどないと考えていた。

したがって、原告主張のように自著からの引用再掲が多数あったことは、原告がその旨ことわったものを除いて、被告会社においては把握していない。当然ながら、原告の著述スタイルなるものを承知していたものでもない。

(2) あくまで、原告と被告の本件契約で合意した内容は前述のとおりであり、初出の資料を用いて新連載を掲載するということが契約内容であった。そのことを前記のとおり原告も連載第1回で明言していたのである。

したがって、第2話慶良間編と第181回目の原稿掲載をしなかったことに契約違反、法律違反は認められない。被告会社に債務不履行も不法行為も認められないのである。

以上